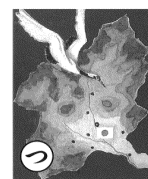




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月15日(金) 第9867号

目次

	ページ
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民活動支援・広聴課)	2
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	2

**■ 公 告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和3年1月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和3年1月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 S a t o B a s e b a l l C l u b
- 3 代表者の氏名 臼井宣行
- 4 主たる事務所の所在地 桐生市川内町四丁目39番地の4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、群馬県東毛地域及びその近郊に居住する青少年に対して、硬式野球及び軟式野球の指導育成に関する事業を行い、地域のスポーツ振興と青少年健全育成に寄与することを目的とする。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画用途地域 西善・中内地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月15日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画地区計画 西善・中内地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---